

官報

号外 昭和四十年三月二日

第四十八回 衆議院會議録 第十二号

昭和四十年三月二日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和四十年三月二日

午後二時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中央更生保護審査委員会任命につき同意を求め
るの件

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)

北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する緊急質問(岡
田春夫君提出)

夕張炭鉱爆発事故に関する緊急質問(小平忠君
提出)

小規模企業共済法案(内閣提出)の趣旨説明及
び質疑

午後二時三十八分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

中央更生保護審査委員会任命につき同意を求
めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、中央更生保護審査委員会に神田多恵
子君を任命したので、本院の同意を得たいとの
申し出があります。右申し出のとおり同意を与え
るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よっ
て、同意を与えるに決しました。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基
準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、国会議員の選挙等
の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する
法律案を議題といたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する
法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	投票日		投票日		投票日		投票日	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
投票区 の選 挙人 数	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五 百 人 未 満	二、四八三	二、八五九	二、一八五	二、二九二	八五九	二、〇〇九	二、二〇九	二、三三三
一 千 人 未 満	三、六九九	四、〇四二	二、九六六	三、一七〇	九三七	二、四七七	二、五三三	二、六三三
二 千 人 未 満	四、七三三	五、〇七六	三、九〇〇	四、一〇四	一、二二七	三、〇二七	三、一三三	三、二三三
三 千 人 未 満	五、七六七	六、一一〇	四、九三三	五、一三七	一、五五五	三、三五五	三、四六五	三、五六五
四 千 人 未 満	六、八〇一	七、一四四	五、九六六	六、一七〇	一、八八三	三、六八三	三、五九三	三、六九三
五 千 人 未 満	七、八三五	八、一九八	六、〇〇〇	六、二〇四	二、二一一	三、八〇三	三、七一三	三、八一三
一 万 人 未 満	八、八六九	九、二一二	七、〇三三	七、二三七	二、五九九	四、〇一三	三、九二三	四、〇二三
一 万 五 千 人 未 満	九、八八三	一〇、二二六	八、〇四七	八、二七一	二、九二七	四、四二七	四、三三七	四、四三七
二 万 人 未 満	一〇、八九七	一一、二四〇	九、〇六一	九、二七〇	三、三三三	四、九三三	四、八四三	四、九四三
二 万 人 以 上	一一、九一一	一二、三五四	一〇、〇七五	一〇、二九九	三、七三三	五、四三三	五、三四三	五、四四三

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人 数	区市町村		市		町		村	
	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五百人未満	六、七六二、九三三	六、七六二、九三三	六、一〇三	一、〇五四	三、〇三三	五、五三三	三、〇三三	七、七二六
一千人未満	七、六七三、三三三	七、六七三、三三三	七、二一九	二、九四三	三、七九〇	六、八九〇	三、七九〇	九、六四五
二千人未満	八、七八八、二五三	八、七八八、二五三	八、三三六	一四、七九三	三、七九〇	六、八九〇	三、七九〇	九、六四五
三千人未満	九、八四四、七三六	九、八四四、七三六	九、一五三	一六、六四二	四、五四八	八、二六六	八、二六六	一、五七四
五千人未満	一〇、九六〇、九三〇	一〇、九六〇、九三〇	一〇、一七〇	一八、四九〇	五、三〇六	九、六四六	九、六四六	一三、五〇三
一万人未満	三、一五三、三三三	三、一五三、三三三	三、一〇四	三、一八八	三、〇六六	一、〇三四	一、〇三四	一五、四三三
一万人以上	一六、四四〇、三九〇	一六、四四〇、三九〇	一五、三五五	二七、七三五	三、八三五	七、五八〇	二、三七八〇	一九、二九〇
二万人未満	二四、二二四、三八四	二四、二二四、三八四	二三、三七四	四、六七八	五、九五六	二、三七〇	二、〇七〇	二六、九五五
二万人以上	三三、八八〇、七三〇	三三、八八〇、七三〇	三〇、三三〇	五、四七〇	七、六三〇	一、五三〇	二、七五〇	三六、五三〇

第四条第三項中、「四千四百五十円」を「五千五百三十九円」に、「四千五十円」を「五千四百四十円」に、「三

千十七円」を「三千八百三十円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	一六、二五七	一五、四七七	一一、三七九
一千人未満	一八、七七七	一七、七二五	一二、四七五
二千人未満	二六、〇〇九	二四、四二五	一六、五六五
三千人未満	三三、六九七	三〇、二六一	二〇、六〇三
五千人未満	四二、一八一	三八、七六七	二六、二四九
一万人未満	五三、八四四	四九、一一三	三三、三八五
一万人以上	六二、六五五	五六、六八五	三八、二二七
二万人未満	七一、六〇七	六四、五〇九	四三、〇一一
三万人以上	八九、一九三	七九、三四一	五三、〇四一

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	八、七七〇	八、一四〇	四、二四二
二千人未満	一〇、五二四	九、七六八	四、八四八

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		市		町村	
	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。
三万人以上	四七、三五八	四、三三〇	四三、九五六	三、九九六	二一、八一六	一、九八〇
二万人未以上	四〇、三四二	三、六八〇	三七、四四四	三、四〇四	一八、七八六	一、七〇五
一万五千人未以上	三五、〇八〇	三、二〇〇	三三、五六〇	二、九六〇	一六、三六二	一、四八五
一万一千人未以上	三三、四四九	二、九六〇	三〇、一一八	二、七三八	一五、一五〇	一、三七五
一万人未以上	二四、五五六	二、二四〇	二二、七九二	二、〇七二	一一、五一四	一、〇四五
五千人以上未以上	一九、二九四	一、七六〇	一七、九〇八	一、六二八	九、〇九〇	八二五
三千人以上未以上	一五、七八六	一、四四〇	一四、六五二	一、三三二	七、二七二	六六〇
二千人未以上	一〇、五二四	九六〇	九、七六八	八八八	四、八四八	四四〇
一千人未以上	八、七七〇	八〇〇	八、一四〇	七四〇	四、二四二	三八五

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区市町村		市		町村	
	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。	平日	土曜日又 は休日 を含むもの とする。
三万人以上	四三、〇三八	三九、九六〇	三九、九六〇	一九、八三六	一九、八三六	一九、八三六
二万人未以上	三六、六六二	三四、〇四〇	三四、〇四〇	一七、〇八一	一七、〇八一	一七、〇八一
一万五千人未以上	三一、八八〇	二九、六〇〇	二九、六〇〇	一四、八七七	一四、八七七	一四、八七七
一万一千人未以上	二九、四八九	二七、三八〇	二七、三八〇	一三、七七五	一三、七七五	一三、七七五
一万人未以上	二二、三一六	二〇、七二〇	二〇、七二〇	一〇、四六九	一〇、四六九	一〇、四六九
五千人以上未以上	一七、五三四	一六、二八〇	一六、二八〇	八、二六五	八、二六五	八、二六五
三千人以上未以上	一四、三四六	一三、三二〇	一三、三二〇	六、六一二	六、六一二	六、六一二
二千人以上未以上	九、五六四	八、八八〇	八、八八〇	四、四〇八	四、四〇八	四、四〇八
一千人未以上	七、九七〇	七、四〇〇	七、四〇〇	三、八五七	三、八五七	三、八五七

第六条第一項中「十万三千四十七円」を「十二万七百五十一円」に改め、同条第二項中「三十九万九千九百二十九円」を「四十三万八千六百六十円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 開かれる地	区	市	町村
衆議院議員選挙会	三九、八四八	三九、〇七六	三九、〇七六
衆議院地方選出議員選挙会及び 参議院全国選出議員選挙分会	九五、八三三	九三、九八〇	九三、九八〇

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙 又は参議院地方 選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙	候補者数	
			百五十人以上 二百五十人以上 三百人以上	百五十人未 上 二百人未 上 三百人未 上
(一) 二十万以上未 満	円 八、八九	円 九、二四	円 二〇、八一	円 二二、二七
(二) 三十万以上未 満	円 八、四三	円 八、九五	円 一〇、五二	円 二二、〇三
(三) 四十万以上未 満	円 八、〇三	円 八、七〇	円 一〇、二七	円 二一、七八
(四) 五十万以上未 満	円 七、九五	円 八、四三	円 九、九〇	円 二一、四六
(五) 六十万以上未 満	円 六、六八	円 八、一九	円 九、七六	円 二一、三二
(六) 七十万以上未 満	円 七、一九	円 八、〇一	円 九、五三	円 二〇、九五
(七) 百万以上未 満	円 六、〇四	円 七、九八	円 九、五〇	円 二〇、九二

第八條の二を次のように改める。
 (ポスター掲示場費)
 第八條の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げるとおりとする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、自治大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

候補者数	区市町村		
	区	市	町村
九人未 満	円 四、五〇〇	円 四、〇〇〇	円 三、〇〇〇
九人以上未 満	円 五、〇〇〇	円 四、五〇〇	円 三、五〇〇
十三人以上未 満	円 五、五〇〇	円 五、〇〇〇	円 四、五〇〇
二十一人以上未 満	円 六、〇〇〇	円 五、五〇〇	円 五、〇〇〇

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会場の 施設の面積	区市町村		区		市		町		村	
	開催の時	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	
百六十五平方メートル未 満	円 九、二〇	円 二、四六四	円 二、四六四	円 七、七〇	円 二、二〇七	円 七、七〇	円 二、二〇七	円 六、九〇	円 一、七七三	
百六十五平方メートル以上 三百三十平方メートル未 満	円 九、二〇	円 二、四七三	円 二、四七三	円 七、七〇	円 二、二一六	円 七、七〇	円 二、二一六	円 六、九〇	円 一、七八二	
三百三十平方メートル以上 四百九十五平方メートル未 満	円 九、二〇	円 二、五二二	円 二、五二二	円 七、七〇	円 二、二五五	円 七、七〇	円 二、二五五	円 六、九〇	円 一、八二二	
四百九十五平方メートル以上	円 九、二〇	円 二、五九一	円 二、五九一	円 七、七〇	円 二、三三四	円 七、七〇	円 二、三三四	円 六、九〇	円 一、九〇〇	

第九條第二項中「千八百八十八円」を「千四百九十四円」に、「千九百九十四円」を「千三百八十七円」に、「八百十四円」を「千三百三十三円」に改める。
 第九條の二中「三百円」を「千円」に改める。
 第十條第一項の表を次のように改める。

学校の施設	区市町村		区		市		町		村	
	演説会場の 開催の時	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	平日	土曜日の午後 又は日曜 日若しくは 休日	
学校以外	円 八、八八六	円 八、八八六	円 八、八八六	円 八、四五二	円 八、四五二	円 八、四五二	円 八、四五二	円 七、四二八	円 七、四二八	
夜間	円 六、八八六	円 六、八八六	円 六、八八六	円 六、四五二	円 六、四五二	円 六、四五二	円 六、四五二	円 五、四二八	円 五、四二八	
昼間	円 四、七二五	円 八、七〇九	円 八、七〇九	円 四、五七五	円 八、二七五	円 八、二七五	円 四、四九五	円 七、二五一	円 七、二五一	
夜間	円 二、七二五	円 六、七〇九	円 六、七〇九	円 二、五七五	円 六、二七五	円 六、二七五	円 二、四九五	円 五、二五一	円 五、二五一	

第十條第二項中「三千六百八十八円」を「三千九百八十四円」に、「二千九百九十四円」を「三千七百円」に、「二千七百七十二円」を「二千七百五十六円」に改める。
 第十三條第一項第一号から第七号までを次のように改める。
 一 都道府県

選挙人の数	五十万人	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上五百万人未満	五百万人以上
選挙	未済	未済	未済	未済	未済	未済
衆議院議員選挙	三、三二〇、四四五	三、九〇一、二七四	四、五三三、三三三	五、三三八、九三三	五、二〇八、七三三	六、一四八、八二八
参議院議員選挙	三、三三〇、六四五	三、九六六、三三四	四、五七四、三三三	五、三六〇、七九	五、二四九、七三三	六、一九六、六六六
衆議院議員選挙	三、三二〇、四四五	三、九〇一、二七四	四、五三三、三三三	五、三三八、九三三	五、二〇八、七三三	六、一四八、八二八
参議院議員選挙	三、三三〇、六四五	三、九六六、三三四	四、五七四、三三三	五、三六〇、七九	五、二四九、七三三	六、一九六、六六六

選挙人の数	五十万人	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上五百万人未満	五百万人以上
選挙	未済	未済	未済	未済	未済	未済
衆議院議員選挙	三、三二〇、四四五	三、九〇一、二七四	四、五三三、三三三	五、三三八、九三三	五、二〇八、七三三	六、一四八、八二八
参議院議員選挙	三、三三〇、六四五	三、九六六、三三四	四、五七四、三三三	五、三六〇、七九	五、二四九、七三三	六、一九六、六六六

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙 四三四、二二五円

参議院議員選挙 四四五、九四五円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙 二四〇、六二二円

参議院議員選挙 二四六、四八二円

四 大都市

衆議院議員選挙 一、二五八、四四五円

参議院議員選挙 一、二八二、三六五円

五 区

選挙人の数

選挙

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

選挙人の数

選挙

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

六 市

選挙人の数

選挙

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

七 町村

選挙人の数

選挙

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数

選挙

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙

参議院議員選挙

三 認定出先機関

衆議院議員選挙

昭和四十年三月二日 衆議院会議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

参議院議員選挙	一五九、八三二円
四 大都市	
衆議院議員選挙	七〇三、〇八五円
参議院議員選挙	七二七、〇〇五円
五 区	
衆議院議員選挙	三七四、九五四円
参議院議員選挙	三九二、八九四円
六 市	

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
選挙	一五、三三三円	一七、三三三円	二四九、二五六円	三〇七、九六六円	三三〇、九六六円
衆議院議員選挙	一六、三三三円	一八、三三三円	二六〇、二五六円	三一八、九六六円	三四一、九六六円
参議院議員選挙	一六、三三三円	一八、三三三円	二六〇、二五六円	三一八、九六六円	三四一、九六六円

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	二千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上
選挙	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円	二六、四〇〇円	四九、六七八円	七五、九九九円	九六、九九九円	一〇五、八五五円
衆議院議員選挙	一六、三三三円	一八、三三三円	二七、四〇〇円	五〇、六七八円	七六、九九九円	九七、九九九円	一〇六、八五五円
参議院議員選挙	一六、三三三円	一八、三三三円	二七、四〇〇円	五〇、六七八円	七六、九九九円	九七、九九九円	一〇六、八五五円

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

選挙人の数	五十万人	五十万人以上	七十五万人	七十五万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上	百万人以上
選挙	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円
衆議院議員選挙	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円
参議院議員選挙	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円

一 都道府県

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市	八七、六六五円				
五 区	二二、九〇九円				
六 市					
選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円
衆議院議員選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円
参議院議員選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	二千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上
選挙	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
衆議院議員選挙	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
参議院議員選挙	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円

第十三条の二中「不在者投票に要する経費」を「不在者投票(指定船舶における不在者投票を除く。)に要する経費」に、「二十円」を「八十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定船舶における不在者投票に要する経費の額は、不在者投票管理者が、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に封筒を送付するために要する郵便料金とする。

第十四条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理費	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
開票管理者	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
開票管理費	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
選挙分会長	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
投票分会長	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
開票分会長	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
選挙立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
投票立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
開票立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円

第十六条中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「二十一万五千五百一十円」を「二十三万四千八百円」に改め、同条第三項中「七六、二〇九」を「九五、八三三」に、「四八、二一九」を「五八、二七七」に、「七四、二四九」を「九三、九八〇」に、「四七、〇〇〇」を「五七、一五〇」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は公示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法の改正及び最近における公務員の給与の改定、賃金の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長中村庸一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中村庸一郎君登壇〕

○中村庸一郎君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、前の通常国会におきまして公職選挙法の一部に所要の改正が加えられ、また、最近にお

ける公務員の給与の改定、賃金の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、都道府県及び市区町村に交付するものの現行の基準が実態に即さないものとなっておりますので、これに所要の改正をしようとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、最近における公務員の給与改定、賃金の変動及び選挙事務執行の実情にかんがみ、超過勤務手当の積算単価並びに人夫賃、嘱託手当及び運搬費の単価をそれぞれ引き上げ、投票所及び開票所の経費等の基準額を改定しようとするものであります。

第二に、投票管理者、開票管理者、投票立ち会人、開票立ち会人等の費用弁償額を実情に即するよう引き上げようとするものであります。

第三に、先般の公職選挙法の改正により、ポスター掲示場の設置数が増加したことに伴い、この経費の額について、候補者数に応じて段階を設け、基準額の合理化をはかるようとするものであります。

第四に、従来、国が都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において要した経費を交付する場合がありますが、総額の五割相当額を削減して交付していただくようとするものであります。

第五に、個人演説会立て札費の単価及び不在者投票特別経費の額を、実情に即するよう引き上げようとするものであります。

なお、この法律は公布の日から施行することとしたしております。

以上が本案のおもな内容であります。本案は、二月二日日本特別委員長に付託され、翌三日、吉武自治大臣より提案理由の説明を聴取し、参考人から意見を聴取する等、慎重に審議を行なうてまいりましたが、これら詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、二月二十六日、本案に対する質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる次の附帯決議を付することに決しました。

一、執行経費中個々の経費の算定基準については、最近の選挙の実情に即しない点があると思われ、政府は、すみやかにその実態につき調査し、この法律の全般にわたつて根本的な検討を行ない、適正な改正措置を講ずること。

一、政府は将来ポスター掲示場については、可能などころから順次恒久的設備を促進するとともに、これに要する財源措置を行ない、よりよく検討すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する緊急質問 (岡田春夫君提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、岡田春夫君提出、北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する緊急質問、及び小平忠君提出、夕張炭鉱爆発事故に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、岡田春夫君提出、北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する緊急質問を許可いたします。岡田春夫君。

〔岡田春夫君登壇〕

○岡田春夫君 北炭夕張炭鉱のガス爆発事故に関して、私は、社会党を代表して、総理大臣をはじめ関係大臣に若干の質問を行ないたいと思つて、まず、質問に入る前に、このたびの災害によつて殉職されました六十一名の方々の御冥福を祈るとともに、重傷を受けられた十七名の方々の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。(拍手)

質問の第一点は、一昨年の三池炭鉱における大惨事に引き続き、今回のガス爆発事故など、最近頻発する炭鉱災害の根本原因についてであります。

政府は、ここ数年來、貿易自由化と高度成長政策の美名に隠れて、アメリカの石油独占資本の圧力に屈し、日本の民族産業である石炭企業を破局に追い込み、また、斜陽ムードをあおつて、その犠牲を炭鉱労働者にしわ寄せいたしました。特に昭和三十八年、有沢調査団の答申以來、スクラップ・アンド・ビルド方式と称して、国みずからの手によって独占資本を中心とする石炭企業の再編成を行ない、少数の大手炭鉱に対しては国家資本を集中し、他の炭鉱はスクラップとしてつぶしていくという、きわめて過酷な合理化と首切政策を強行した結果、多数の労働者は前途の希望と生活の保障もないうちに失業のちまたに投げやられ、反面、山に残つた労働者に対しては、低賃金、労働強化、出炭率の急激な引き上げが強要されて、出炭の増加が進行されてきたのであります。そのために、人命無視の生産超重点主義のもとに、保安対策はほとんど顧みられず、改善が放棄されていることは、三池災害の際、この同じ本会議場において、当時の池田総理大臣並びに福田通産大臣が、保安対策の根本的な再検討を明言しておきながら、その後一年半の今日に至るまで、何ら見るべき対策も実施しておらないことを

考えても明らかであります。(拍手)

その具体的な事実を数字によって見るならば、全炭鉱労働者一人当たり出炭能率は、昭和三十四年、月産十四トンであったのに対して、昨年の昭和三十九年は月産三十八・八トンと、約三倍にはね上がり、その反面、労働者稼働一千人当たりの事故災害率は、この五年間に三〇％増加し、特に昭和三十八年、政府の石炭政策大綱決定以来、災害による死傷者が加速度にふえて、現在では炭鉱労働者三人に対して一人の死傷者が出るという、まさに戦時中と変わらない人命無視の労働強化が続けられており、また、炭労の調査によると、日本の全炭鉱のうち、九三％以上の炭鉱において保安規則の違反が行なわれているという事実をもつても明らかであります。

今回の災害は、災害直前の二月十二日、鉾山保安局は許容量をこえたガス含有量を検出し、経営当事者に対して警告を発しておいたことは新聞報道のとおりであります。そのみならず、夕張鉾山においては昨年一年間に四十一件にわたる保安不備が指摘され、いわゆる危険炭鉱としてマークされてきたものであり、また、夕張炭鉱労働組合は、かねてから経営者が危険無視の保安サボと出炭強制に対して強くこれを指摘し、要求をしてきたにもかかわらず、経営者側はこの事実を無視して採炭にかからせたとともに、その直接の原因があることは言うまでもありません。

しかし、政府当局自身もまた責任を負わなければならぬと思えます。私は、社会党の災害調査団長として、現地での事情をつぶさに聴取いたしました。災害の起こった夕張炭鉱最上坑は、昨年一年間に五回にわたって保安検査が行なわれたが、保安監督官は危険箇所を指摘して、保安サボを行なっている経営者にその措置をゆだねるだけで、とらえられた経営者の措置に対しては、その後再検査などの方法を行なっておらない。災害の頻発が政府の合理化政策の結果であるだけでなく、人命を最も尊重すべき任務を持つ監督当局の以上の不十分な態度は、人命を顧みない経営者

とともに、政府当局も連帯責任を負わなければならぬと考えるものであります。(拍手)佐藤総理は、就任以来、人間尊重の政治をスローガンにしており、まさに人間尊重の政策をとりつつあるといわれても弁解の余地はないのであります。(拍手)

私は、この際、総理大臣並びに関係大臣に伺いたいことは、第一に、今回の災害の原因と責任はどこにあるのか、直接の責任者である経営者に対していかなる措置をとるのか。最近頻発している交通事故に対しては厳罰主義をとっており、また、事、相手が資本家であり、経営者である場合には、自民党政府は、いろいろの事情から厳罰主義をもつて断固たる措置をとり得ないのであるか。この点について、総理大臣の見解を特にお伺いしたいと思えます。

第二に、今後の災害防止のためにいかなる措置をとるか。この点について特にお伺いしたいことは、保安監督行政の所管についてであります。現在、保安監督行政は通産省の所管であるが、このこと自体、生産至上主義であり、人命が第二であることを意味しております。この際、保安監督行政は労働省に移管するとともに、被災の当事者である労働者並びに労働組合の意見が具体的に反映できるように行政措置をあわせ行なうべきであるが、総理大臣並びに労働大臣の見解を伺いたい。

第三に、保安監督行政の強化についていかなる具体的な措置をとるか、通産大臣に伺いたいと思えます。

質問の第二点は、今日の炭鉱労働者は、坑内における危険を顧みず、時間外労働や労働強化を行なわなければならないという低賃金のもとに置かれております。経営者は、炭鉱は斜陽であるから、こころは不況だからというこころでどこまかしながら、労働者に低賃金と労働強化をしいておるのであります。大手炭鉱でさえ、坑内保安も保障されない、炭じんの立ち込めている危険な坑内重労働の賃金が、他産業重労働に比べて著しく

低いのでありますから、中小炭鉱や下請け、または粗鉱山並びに粗夫の労働賃金は全く論外であり、まして炭鉱労働者の低賃金体系がつくられているのであるが、政府が人間尊重の政治を公約するのであるならば、第一に最低賃金を拡大し正して、少なくとも坑内夫現行一万六千円を二万四千円に、坑外夫に対しては一万八千円に定めるべきであるが、労働大臣の見解はどうであるか。

第二に、炭鉱労働者の特殊性にかんがみて、特別な年金制度あるいは退職金制度を新設すべきであると思ふが、労働、厚生両大臣の見解をお伺いしたい。

第三に、日本の石炭企業は一つの転換点に立っていると思えます。今日では、自己資本の蓄積をもつてはもはや経営が不可能であり、設備投資ははるかに大きな政府資金にたよらざるを得ないことと思ふ。資本主義的経営の限界と終末を示していると思ふ。それにもかかわらず、経営者は国家独占資本の庇護を逆らわず、利潤を政治資金や観光事業に使っていることは、われわれ国民としては絶対に許さないと考えております。この際、石炭企業のあり方を抜本的に転換させて、企業の国有社会化と労働者の発言権の確立を中心とする徹底的な経営の民主化を行なうべき段階に立ち至っていると考えます。これが真に人命を尊重する生産体制であるが、通産大臣はこの点についていかに考へになるか。

質問の最後は、遺家族の補償と負傷者の対策についてであります。

政府はこの問題について万全の措置をとらなければなりません。言うまでもなく、殉職者に対する遺族補償は労災法に基づくものであります。今回の災害では、わずかに平均百万円程度であり、同じく災害を受けて殉職された粗夫の方には、これよりももっと非常な低額であることは、労働大臣も御存じのとおりであります。冬空に幼い子供をかかえた若い未亡人が、このようになわずかな金でどうして生活していけるであろうか。また、遺家族の就職など、一企業のみによら

ねておくことは許されぬことでもあります。また、重傷者に対する措置も、三池炭鉱の災害のあの経過から見ても、放置すべきでないことは言うまでもありませんが、これら遺家族及び重傷者に対して、政府はいかなる措置と対策をとっているのか、この点についても伺いたいと思ふ。

以上をもつて私の質問を終わりますが、再び災害を起こさないためにも、六十一名の殉職者の霊を慰めるためにも、総理大臣並びに関係大臣の真剣かつ誠意のある答弁を望むものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) お答えいたします。前に、今回の夕張炭鉱の災害で不幸にして殉職された六十一名の方に対しては、心から哀悼の意を表し、遺家族に対しても、つつしんで哀悼の意を表したいと思ふ。また、十七名の方々がこの災害によって傷害をこうむられたことに対しては、心からつつしんでお見舞いを申し上げる次第でございます。(拍手)

今回の災害につきましては、政府は、前回の三池炭鉱以来、特に、この種の災害を二度と繰り返さない、という立場に立ちましてあらゆる努力をしてまいりましたが、不幸にして今回のような大事故を起こしましたことは、まことに遺憾に存する次第であります。

ただいまその責任の所在はどこかということでお尋ねがございましたが、これにつきましては、学識経験者等からなる技術調査団を派遣いたしておりました。今日その原因の究明をいたしておるわけでありまして、今日までのところ、ほぼこれはガス爆発だ、かような結論を得ておるようでございますが、ガス爆発、あるいはメタンガスの爆発だ、かように言われましても、その責任はだれが負うのかという問題は依然として残っております。いすれ究明されることによりまして明らかになるだらうと思ふ。もちろん、この具体的な責任問題は別にいたしました。かような事

故が発生いたしました以上、政府並びに事業者等におきまして、一そうこの種事故が再び起こらないように最善を尽くすこと、これは当然なことだと思ひますが、われわれも一そうそういう方向で努力してまいりたい、かように思ひます。

また、この災害につきまして、生産担当の役所、また保安担当の役所が同一であるために、いわゆる生産第一主義ではないか、その結果この種の災害が起きたのではないかと御意見のようでございますが、私どもはかねてから人間尊重ということを申しております。人間尊重なくして何の生産をやと言ひたいのであります。したがって、生産と保安、これが同一の個所でありまして、十分連携がとられ、また万全は期せられる、かように私どもは考へております。ただいままで、生産と保安、これが表裏一体の関係にあるという立場から通産省が所掌いたしておりました。しかし、労働者の一般の保護の衝に当たつておられます労働者と、通産省が一そう緊密な連携をとりまして、そうして、今後ともこの災害対策に万全を期すべきだ、かように私は考へております。

(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕
○国務大臣(櫻内義雄君) お答えに先立ちまして、今回の災害でおなくなりになられた方々の御冥福を心より祈念いたし、また、御負傷をなされた御療養中の皆さま方の一日もすみやかな御回復をお祈りいたします。

ただいま保安行政のあり方につきましてお尋ねでございます。人命尊重が優先することは申し上げるまでもないこととあります。特に鉱山の場合におきましては、まず掘つて、そして保安が確保されて、そしてその後生産が行なわれるというところは、これは申し上げるまでもないであります。そのことを十分に頭に置かしまして今後の経営に対処すべきであらうと思ひます。

ただいま保安行政についての御批判がございましたが、私は、いま申し上げた心がまえのもとに、今後の保安監督の強化、保安施設の充実、保

昭和四十年三月二日 衆議院会議録第十二号

北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する岡田春夫君の緊急質問

夕張炭鉱爆発事故に関する小平忠君の緊急質問

安技術の開発普及等につきまして万全を尽くしてまいりたいと思ひますが、四十年度の予算におきましては、鉱務監督七名の増員のほか、札幌、福岡の両監督局に総合監督の実施、及び予防保安のための措置の総括を行なう鉱務監督管理官各一名を増員することといたしております。しかし、もとより、私は、こういふような措置がとられたからそれで万全であるとして申し上げておるのではありません。これからの経営者、また政府の責任の衝にある私どもが、いま岡田議員の御指摘のとおり努力を講じていくべきであらうと思ひます。

ただいま企業の形態についてのお尋ねがございましたが、この点は従来の方針とおりでまいりたいと思ひます。

遺家族の補償の問題、負傷者に対する援護施策につきましても、私として、何かここでいろいろ申し上げるよりも、実行をもつて示していきたい、万全を尽くしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇〕

○国務大臣(石田博英君) お答えを申し上げます前に、私もつしんで犠牲者の方々に哀悼の誠をささげたいと思ひます。

御質問の第一は、保安監督行政の所管の問題でございます。現在鉱山保安行政は、御承知のごとき経緯のもとに通産省の所管になっておるのであります。私が、私といたしましては、今回の事故にかんがみ、この問題について検討をいたさなければならぬ状態にきておると考へておる次第でございます。

次に、炭鉱に働いておられる方々の賃金の問題でございます。従来、つまり現在とられておられます石炭産業に対する措置が行なわれまします前、及び先進各国におきましては、坑内労働をされる人々の賃金は重基幹産業の平均の上位にありましたが、現在もありません。ところが、わが国においてそれが中位以下になっておることは事実でございます。これは改善を要すべきものだと存じますが、ともに石炭産業の再建と並行しつつ改

善をしていくことが望ましいことだと考へております。

次に、最低賃金の問題でございますが、御承知のごとく、三十八年に炭鉱坑内夫についての最低賃金が実施されました。いま中小企業への援用の問題について最低賃金審議会で審議中でございます。その審議を経ました後に将来にわたつての問題を検討したいと考へておる次第でございます。

また、坑内労働に従つておられる人々の年金制及び退職金の内容等につきましては、これは第二次有沢調査団の報告にもございましたので、その実現方に向かつて努力をいたしたいと存じておる次第でございます。

また、遺家族の補償でございますが、労働者といたしましては、法の規定に従つてすみやかにこれを支払う処置をとつたことは御承知のとおりでございます。しかしながら、なお将来それで十分でないことは言うまでもございません。現在の法の範囲ではそれ以上の実施は困難でございますが、遺家族の方々の就職のあつせんその他に全幅の努力をすることによって補つてまいりたいと考へております。

なお、労災法は、ただいま遺家族補償は原則として年金制を行ないますように法の改正案を提出いたしておりますので、すみやかに御審議の上御可決を願ひたいと存じております。

なお、遺家族の方々の就職のあつせんについては、三点にわたる要請が行なわれております。しかしながら、特にわれわれといたしましては、就職のあつせんを希望する人々に対しまして措置をいたしますが、第一に、住宅を移転しなければならぬ人々に対しては、移転旅費の支給と住宅のあつせんを行なう準備を進めております。次に、三十歳以上の未亡人の方々ににつきましては、職場適応訓練を行なう準備をいたしております。これに對しましては訓練手当一万四千四百円、これに事業所助金月額五千五百円を加え、生活の安定を保障し

つつ訓練を行なつてまいりたいと考へておる次第でございます。また、必要な方々に対しては就職資金の貸し付けの準備もいたしております。また、会社が関連産業等に就職をあつせんいたした場合は、その関連産業が事業の拡張等をいたさなければならぬ場合につきましては、それに対する融資を迅速に行なうように準備をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣神田博君登壇〕

○国務大臣(神田博君) 御答弁申し上げる前に、今回の犠牲者につしんで哀悼の意を表しますとともに、入院中の方々の全快を心からお祈り申し上げます。

ただいま岡田議員のお尋ねは、炭鉱労働者に特別の年金制度及び退職金制度を設ける意思がないか、こゝろお尋ねでございます。炭鉱労働者については、御承知のように、一般の労働者と異なり、厚生年金の取り扱いについて特別の優遇をいたしておるのでございますが、現在の年金額が少くないので、目下今回の国会に提案中の厚生年金保険法の改正によつていわゆる一万円年金を實現して、これらの労働者の生活保障を充実したいと考へております。さらに、炭鉱労働者に特別の年金制度を設けることについては、昨年の石炭産業審議会の答申もありますので、費用負担等の点についていろいろと問題もございまして、関係各々と協議の上検討を進めておる次第でございます。(拍手)

夕張炭鉱爆発事故に関する緊急質問(小平忠君提出)

○議長(船中君) 次に、小平忠君提出、夕張炭鉱爆発事故に関する緊急質問を許可いたします。小平忠君。

〔小平忠君登壇〕
○小平忠君 私は、民主社会党を代表いたしましたし、二月二十二日夜発生いたしました北炭夕張炭鉱の爆発事故につきまして、政府に若干の質問を行なわんとするものであります。(拍手)

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 夕張炭鉱爆発事故に関する小平忠君の緊急質問

私は、この事故を聞き、党を代表して急遽夕張炭鉱にかつつけましたが、現場はきわめて悲惨な状態でありました。爆発事故による死者は六十一名のほり、北海道における戦後最大の爆発事故でありまして、現場関係者は、石炭産業の不況とあわせて全く暗たんたる絶望のうちに追い込まれ、政治がこれを解決する以外に方法がないことを強く訴えておりました。

私は、質問に入る前に、このたびの事故犠牲者に心から哀悼の意を表し、冥福を祈るものであります。

さて、私の質問の第一は、政府がこのたびの北炭夕張炭鉱の事故原因をいかに認識されておるかという問題であります。

事故原因の徹底した究明なくして今後の対策はあり得ません。私が事故現場を視察して第一に感じましたことは、このたびの爆発が切り羽のごく近くでガスが炭層から漏れている危険地帯で起こっていることからして、三十五年二月四十二名の死者を出した前回夕張炭鉱の事故のように不可抗力的なものと異なり、考えられる、防止し得る事故であったということであり、と申します。

すことは、ガスの爆発と炭じん爆発などによる事故は、完全に防止できるものであります。すなわち、ガスの噴出量を完全に坑外に排出し得る通気を十分に送り込んでおけば、ガスは通気とともに坑外に排出されていくことは論議の余地がないところであり、しかるに、このたびのような大爆発を起させたことは、それに応じた通気を送り込んでいかなかったこととあります。また、あれだけ多くのガスが噴出しているのに、その近くでハッパをかけていたということであり、これは火に油を注ぐようなもので、全く危険千万なこととあります。さらにまた、爆発した採炭坑の上層が以前に掘られており、古坑がそのまま残っていたのでありますが、これらにたまっていた古坑のガスなどについても、十分に計画的な保安措置がとられていたかどうかということとあります。

このような事故を誘発した原因を追究していくならば救済にいとまないのであります。夕張炭鉱は他の炭鉱に比較してガスの発生が著しく多い地帯であることは、現地監督局をはじめ関係者のひとしく承知しているところであり、特に今回の事故の起こる十日前に、札幌炭山保安監督局の検査官が検査に来て、ガスの許容量が法定の五〇％ぎりぎりを超えているので、ガスの排出に際して直ちに措置するよう指示している。これだけの指示を受けながら、十分な措置を講じなかった会社当局、さらには許容量の限界に達している危険なガス量を認めながら、何一つ具体的な指導措置をとらなかつた炭山保安監督局の職務怠慢は、私は、この一事をもつてもきびしく厳罰をもって責めらるべきものであると思っております。(拍手)起り得べく、かつ予見できた事故を、保安対策監視のため未然に防止し得なかつた政府並びに関係者の責任は、きわめて大きいと思っております。政府はこのたびの事故原因をいかに考えているか、ここで明らかにしていただきたいと思っております。

今日までの政府の答弁、ただいまも総理の答弁を伺っておりますと、十分な原因調査の結果を見たと云々と言っておられるのでありますが、現地では、爆発事故後におけるガスの多量噴出による自然発火等の理由によりまして、事故現場にはすでに注水、水没する処置をとっているのではありません。かような現状から、専門家を動員して調査団を現地に派遣いたしましたも、今後直ちに明確な調査は困難となっております。ともかく爆発の火源が那辺にあるとも、ガスの許容量が法定以上に達していたことだけは事実でありますので、私はこの際、佐藤総理の責任ある答弁をお願いします。質問の第二は、政府が当然なすべき炭鉱の保安対策についてであります。

今回の北炭夕張の事故は、三十五年二月の同じ夕張炭鉱の事故から数えて五年、三井三池の惨事から一年三月方であり、炭鉱事故が頻出し、政府の怠慢から炭鉱の事故は一向に減少していません。通産省の調べによりますと、炭鉱災害による死者は、昨年一カ年で三百四十二人にのぼっております。この三百四十二名という数字は、鉄や銅などを含む全炭山死者のおよそ八〇％を占めており、依然として炭鉱が危険な仕事場であることを示しております。また、このような炭鉱保安の不十分さからくる不安感、若い人たちの採用とその定着性の確保を困難にする大きな要因となっております。最近四、五年の動きでは、三十歳未満の占める比率が、製造業、大企業において六・九％ふえておるのに対し、石炭炭業では逆に一一・三％の減少となっております。炭鉱を立て直していく上での大きな問題となっております。昨年十二月十六日、政府に答申されました石炭炭業調査団の答申でも、保安確保を最重点の一つとして取り上げ、石炭炭山はガス爆発、自然発火、落盤などの災害が多いので、総合的な対策を確立することが必要である、具体的には、保安施設、監督指導体制、保安教育、自主保安体制を拡充強化することを述べております。

炭鉱災害が頻出しておるにもかかわらず、政府のいままでの保安対策はきわめて消極的であり、このたびの災害については、三井三池の災害の教訓が生かされていないといわれております。政府は今度こそ、この北炭夕張の教訓を生かして、炭鉱災害の絶滅のために保安対策に万全の措置を講ずべきであると思っております。政府の保安対策をここで私はさらに明確にいただきたいと思っております。

質問の第三点は、災害犠牲者に対する救済の問題であります。

現行労災法による保険金はきわめて低額なものであり、日給の千日分となっておりますが、これは遺族の今後の生活を安定せしめることはできないのであります。政府は、被災者に対する遺族補償、葬祭料、休業補償、療養補償などについて、いかなる措置を具体的にとらうとしておるか、この際明らかにしていただきたいと思っております。

質問の第四点は、最近続発する炭鉱爆発の現状から見て、石炭産業不況打開のため増産対策に重点が置かれ、人命尊重の見地からする保安対策が軽視されておるのではないかと。その証拠に、炭山保安監督局が労働省の所管ではなくて通産省の所管になっておることとあります。

このことに関しては、ただいま岡田議員の質問に対しまして総理は、通産、労働両省の緊密な連携によって解決していきたいということをお述べられました。引き続き労働大臣は、本件に際しては検討すべき段階にきているということをお答弁されました。総理並びに所管大臣たる労働大臣の見解が不統一であります。私は、本件に際しましては、過ぐる三池災害のときも、本院におきましてこのことを強く主張したのであります。したがって、私は、この際すみやかにこのようないわゆる生産と人命、こういふことを明確に区分いたしましたして、やはりその監督行政たる労働省に移管すべきであると考えるのであります。佐藤総理はどのようにお考えか、もう一度お伺いをいたしたいのであります。

最後に、私は、石炭産業に対する政府の基本的な姿勢をたたいと存じます。

炭鉱災害による犠牲者が毎年三百名をこえていること、思いをいたしますと、炭鉱災害多発の根本原因は、やはり石炭産業の斜陽化にあると存するのであります。石炭炭業調査団による第二次答申が昨年暮れ答申されましたが、それ以後も政府は、率直に申し上げて、具体的な、積極的な措置を講じていないのであります。石炭産業の今日の窮状を打破するためには、第二次答申に基づいて、第一に、石炭需要確保のため特別の勸、奨励制度を設けること、第二に、隣接炭鉱閉鎖に伴う

揚水費負担を政府資金によって補てんすること、第三に、新鋭探炭機及び支保の導入のため特別の措置を講ずること、第四に、保安教育の計画化並びに義務づけを行なうこと、などの措置が緊急に必要であると思ふのでありますが、政府の今後の基本的な石炭対策をお伺いするものであります。

以上、質問の要点のみ申し述べましたが、私は、政府に対して、炭鉱災害の絶無、被災者に対する万全の補償、石炭不況対策のすみやかな確立を心から要望いたしまして、私の質問を終るものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答へ〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答へいたしました。御承知のように、石炭産業は国内における重要な基幹産業でございます。私も、国内におけるこの基幹産業が円滑に経営され、同時にまた、国の経済の発展に寄与するように万全を期しておるつもりであります。したがって、この生産も大事だが、同時にまた、保安は何よりも大事なことでありますから、保安行政と生産行政、これは一体となつてこの基幹産業を守つていく、こういう立場であります。しかしながら、この種の事故が起きたということ、まことに遺憾に存じます。

ただいま、その責任の所在はどこにあるかというところで、いろいろ具体的にお尋ねがございました。ただいま技術調査団がその責任の所在を明確にするべくあらゆる努力をしておる段階でございますので、その調査の結果を待ちたい、しばらく待つていただきたいと思います。いずれにいたしましても、冒頭に申しましたような基幹産業がたいへん不安な状態に置かれておることでは、その場所において働かれる方も、また経営される方も、これはたいへんなことだと思います。こういう立場から、今回の事故の具体的責任はともかくとして、一そう政府並びに関係者が災害を再び起こさないように最善の努力を払つてまいるつもりであります。

また、最後に、この保安行政の所管につきまして

てのお尋ねでございますが、私が先ほど答へたとおりでございますので、小平さんの御意見は御意見として何っておきます。要は、冒頭に申しますような国内の重要な基幹産業、これを守り抜くためにどういう方法をとつたら一番適当か、これは十分考へてまいりたいものだ、かように思います。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君) 答へ〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 小平議員から、保安対策について総合的な、さらに拡充した施策をすべきであるという御指摘ございました。当然のことでございます。総合検査あるいは保安計画の進捗等によりまして、各鉱山の鉱業全般について保安面から審査をいたし、総合的な保安確保に つとめるとともに、保安技術の開発普及、保安施設の整備等を促進したいと思つております。また、昨年お願いをいたしました鉱山保安法を改正いたしました。今回の災害に際しましてはこの実施が間に合つておりません。まことに遺憾でございます。この法規の順守の徹底を期したい、かように考へております。

また、今後の石炭対策について種々御意見がございました。御承知のように、有沢第二次報告が今回の予算の上に種々実現されておるのでございまして、私といたしましては、あの答申について、なお不十分な点もあろうかと思つて、当面の石炭対策といたしましては、まず全般の予算から考へまして、この程度でとりあえずいたし、かように考へておる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(石田博英君) 犠牲になられた方々の遺族の補償措置あるいは負傷された方々の将来について、現在の労災法の規定では不十分ではないかという御意見でございます。決して十分だとは思つておりませんが、先ほど閣下議員にお答えを申し上げましたとおり、法のワケ内では及ばない部門につきましては、就職のあつせんその他につ

いて全幅の努力を払うことによつて補つてまいりますとともに、法律の改正については、これを年金制に改めたいというより、ただいま議院に提出をいたしておる次第でございます。

それから保安行政の所管についてでございますが、決して不統一ではございません。私も、将来の問題としては検討しなければならぬことだと存じておりますが、現在は両省の緊密な連絡をとる、特に鉱山保安法にありまして労働大臣の勧告権を行使いたしまして、万全の体制を整えてまいりたいと存じております。(拍手)

小規模企業共済法(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、小規模企業共済法案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣櫻内義雄君

〔国務大臣(櫻内義雄君) 答へ〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 小規模企業共済法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。国民経済の高度成長の過程におきまして、中小企業は、重要な役割を果たしてまいりました。が、それとともに、中小企業自体もまた全体として相応の発展を示し、中小企業従事者の福祉の向上にも着実な進展のあとが見受けられます。しかし、開放経済体制への移行、労働需給の逼迫、技術革新の進展等に伴う市場構造の変貌など経済的諸条件の変化を通じて、中小企業が従来からよつて立つていた社会的経済的存立基盤は、その根柢からゆるがされつつあることも事実であります。このため、中小企業を取り巻く経済環境は、最近に至つてますますそのきびしさを加へつつあります。特に中小企業の中でも大きな比重を占める小規模零細企業につきましては、急激に変化する経済環境への適応に立ちおくれ、経営困難の度を強める企業が増大してきており、かかる情勢にかんがみまして、政府といたしましては、昭和四十年年度の中小企業対策を実施するにあたり、小規模企業対策に最重点を置くこととし、設備近代化資金貸し付け制度の拡充、商工会、商工

会議所を通ずる経営改善普及事業の充実、無担保、無保証人による融資の保証にかかる特別小口保険制度の創設、零細下請企業に取引のあつせんを行なう下請企業振興協会の設立助成等小規模企業対策の大幅な拡充をはかり、小規模企業の健全な発展と振興を強力に助長してまいる所存であります。

ここに提出いたしました小規模企業共済法案は、これら小規模企業振興対策の一環として、政府が昭和四十年年度から新たに実施してまいりたいと考へております。小規模企業共済制度につき定められたものでありまして、その本旨は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて退職後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備へてその拠出による共済事業を行なうことに対し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的としたものであります。

御承知のとおり、小規模企業は、その所得水準から見ても一般の雇用者との実質的にはほとんど差がないにもかかわらず、各種社会保険制度、労働保険制度の適用については、制度上十分な恩恵を受けられない実情にあります。したがって、小規模企業者が不幸にして廃業または退職のやむなきに至つた場合において、本制度により共済されるようになることは、小規模企業者の福祉の増進に寄与するとともに、その資金を再建、転業資金等に充当することが可能となり、本共済制度より生ずる余裕金の適切な運用ともあわせ、小規模企業の振興に多大の貢献をなし得るものと確信する次第であります。

次に、法案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。

第一に、事業団と共済契約を締結できる小規模事業者は、常時使用する従業員の数が鉱工業等においては二十人、商業またはサービス業においては五人以下の個人事業主及び会社の役員といたしてあります。なお、共済契約の締結につきましては、任意といたしております。

昭和四十年三月二日 衆議院会議録第十二号 夕張炭鉱爆発事故に関する小平忠君の緊急質問 小規模企業共済法案についての櫻内通商産業大臣の趣旨説明

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 小規模企業共済法案の趣旨説明に対する大村邦夫君の質疑

第二に、掛け金につきましては、小規模企業者の負担とし、その月額は一口五百円、小規模企業者一人につき十口を限度といたしております。

第三に、共済金は、事業の廃止または会社の解散があったとき、会社の役員が退職したとき、三十年の満期に達したとき、または六十五歳以上で二十年間掛け金を納付したとき、掛け金の事由が生じたときに支給することとし、共済金の額は、掛け金納付月数に応じ、かつ、事業の廃止による場合には、特に有利な給付条件になるように定めることといたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、本共済制度の性格にかんがみ、制度の永続性、積み立て金の管理の安全性と効率的な運用並びに小規模企業者に対する確実な給付を保障するため、金額政府出資による小規模企業共済事業団を設置することとし、業務として小規模企業共済制度を一元的に運営するほか、積み立て金の安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で積み立て金の一部を小規模企業者に還元融資をできることといたしております。

なお、小規模企業者の意見をも反映させた民主的かつ適正な運営が行なわれるよう、小規模企業共済事業団に小規模企業に關し学識経験のある者からなる評議員会を設置することといたしております。

このほか掛け金につきましては、別途必要な税法上の減免措置を講ずることといたしております。

以上が、この法案の趣旨であります。(拍手)

小規模企業共済法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大村邦夫君。

〔大村邦夫君登壇〕

○大村邦夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました小規模企業共済法案に対

し、總理並びに關係各大臣に若干の質問をいたさんとするものであります。(拍手)

私がまずお伺いしたい点は、政府の中小企業政策に対する基本的な姿勢についてであります。

佐藤總理は、昨年十一月の臨時国会での所信表明演説で、前内閣の諸施策を正しく発展させるとともに、長期的な展望のもと、急ぎつつもあせらず、勇断をもって国政を進めると断言したのであります。しかも、世論のきびしい糾弾を受けている高度経済成長政策のひずみ是正を取り上げ、中小企業については設備の近代化、事業の共同化、小規模経営の改善等につき、財政、金融、税制の面から格段の措置を講ずる所存を明らかにしたのであります。しかるに、具体的な施策はいかがでありますでしょうか。試みに、あらゆる財源を使い果たし、超膨張をきわめた明年度予算を見ますると、中小企業関係予算は、物価騰貴のはね返り、商工会職員のスーツアップなど、経費の当然増や既存の施策にほんの申しわけ程度の色をつけたにすぎないではありませんか。企業数約三百五十四万、全産業の九九・八〇近くを占める中小企業の一般会計における対策費は、前年度比三三・一％の伸び率という政府の宣伝にもかかわらず、その絶対額はわずかに百五十八億円、これに中小企業信用保険公庫出資分六十億を加えても、約二百十八億円にすぎません。これは総予算のわずか〇・六％にすぎない貧弱さで、前年度の約〇・五％とほとんど変わらないのであります。これまで中小企業予算は、総予算に比べて常にコンマ以下だと皮肉られた状態は、中小企業の危機が叫ばれておる今日でも、依然として改善されていないのであります。中小企業へのひずみを拡大し続けた池田内閣に比べて、佐藤内閣は一体どれだけの勇断ある措置をとっておると主張できるのか、佐藤總理の所見をただすものであります。(拍手)

私が質問したい第二の点は、政府の中小企業政策の本質が、企業の保護育成でなく、切り捨てにあるのではないかと、この点であります。

私は、試みに昭和三十二年以来の経済白書、国

民所得倍増計画、中小企業基本法、中期経済計画など一連の政府の問題提起なり計画なりを調べてみたのであります。ところが、政府はその中で、中小企業政策は、単なる保護政策に落ちついてはならないとか、開放体制のもとでは生産性の低い産業をそのままの形で残すことはできないとか、いわゆる開放体制という大義名分のもとに、明確に中小企業の整理転換を随所に投げかけておるのであります。私は、その底に一貫して流れておる思想が、中小企業の切り捨て政策にあることをあらためて知ったのであります。政府のいう中小企業近代化は、中小企業の上層部または系列企業に近代的なもののみ近代化であって、他は巧妙にスクラップダウンさせられておるのであります。

自民党政府は、口を開けば経済の二重構造の解消といひ、倍増政策のアフターケアといひ、さらに高度成長のひずみ是正といひ、いかにも革命的、抜本的中小企業政策が打ち出されるかの印象を与えながら、その実態は大企業偏重の政策に終始させたことは、私がここであらためて触れるまでもないであります。昨年の中小企業の倒産がついに戦後の最高を記録し、今年に入ってもさらにその深刻な傾向を変えようとする現実、何よりも政府の中小企業切り捨て政策の本質を雄弁に物語っているではありませんか。(拍手)しか

も、政府が把握している倒産記録たるや、民間の統計資料に依存するという無責任きままるもので、それも負債額一千万円以上ということであり、調査統計資料が全くないために、その対策は野放し状態であります。政府は、一体、病体的確な診断を行わずして、いかなる治療を施さうというのでしょいか。この状態のもとでは、おそろしく三月危機といわれる年度末に向かつて、一そ

の増大が予測されることを心配し、政府の猛省と善処を促す次第であります。(拍手)

最近、一連の金融緩和措置がとられ、さらに四月ころには公定歩合の再引き下げさえうわさされておりますが、金融が緩和したからといって、直ち

に企業倒産が減るわけではないと、田中蔵相らしいみじくも告白しているように、金融緩和は中小企業に潤いをもたらすとは考えられません。逆に、選別融資を強化し、よりドラスチックに資本の集中と、系列外中小企業の倒産を促進することになるでありませんか。中期経済計画は、まさにその方向を示していると思われたいのであります。開放体制のもとにおいて、中小企業の体質をいかにして変えようと考えているのか、経済企画庁長官の見解をお尋ねします。また、中小企業近代化の具体的な金融政策について、田中大蔵大臣の考えをお聞きしたいのであります。

以上、二つの基本的な問題点を明確にして、以下、小規模企業共済法案について、その疑点をた

だしたいのであります。

本法案は、ただいまの通産大臣の提案説明でも明らかとなり、二十名以下の小規模企業の相互扶助による共済制度であります。ところが、政府は、この運営に当たる事業団に対して、わずかに資本金四千万円の出資と、三千万円の事業費補助を行ない、これで零細企業対策の能事終われりとしているのであります。あとは業者の自前による任意契約にゆだねられているのであります。給付内容はいかに悪く、相互扶助制度のいすらしらないのであります。(拍手)

共済金は、一年未満は掛け捨て、三年までのものは元金だけ、三年以上三十年に対しては逐次利息がつくというようになっておるのであります。会社倒産などで役員が辞任を余儀なくされた場合の共済金は、契約掛け金をかけ始めてから、二十年を経過しなければ、年利五分五厘の定期に及ばない仕組みになっておる。政府は、一体これら小規模零細企業は、二十年、三十年先のゆるちよるな共済制度を築しむほど、安穩な状態に置かれておるとお考えでしょうか。佐藤總理の言われた長期的な展望とは、こんなちやちやな共済制度であったのでありませんか。

もちろん私は共済制度そのものを否定しようとは

思いません。むしろ、政府の中小企業政策の本質が、企業の保護育成でなく、切り捨てにあるのではないかと、この点であります。

私は、試みに昭和三十二年以来の経済白書、国

民所得倍増計画、中小企業基本法、中期経済計画など一連の政府の問題提起なり計画なりを調べてみたのであります。ところが、政府はその中で、中小企業政策は、単なる保護政策に落ちついてはならないとか、開放体制のもとでは生産性の低い産業をそのままの形で残すことはできないとか、いわゆる開放体制という大義名分のもとに、明確に中小企業の整理転換を随所に投げかけておるのであります。私は、その底に一貫して流れておる思想が、中小企業の切り捨て政策にあることをあらためて知ったのであります。政府のいう中小企業近代化は、中小企業の上層部または系列企業に近代的なもののみ近代化であって、他は巧妙にスクラップダウンさせられておるのであります。

自民党政府は、口を開けば経済の二重構造の解消といひ、倍増政策のアフターケアといひ、さらに高度成長のひずみ是正といひ、いかにも革命的、抜本的中小企業政策が打ち出されるかの印象を与えながら、その実態は大企業偏重の政策に終始させたことは、私がここであらためて触れるまでもないであります。昨年の中小企業の倒産がついに戦後の最高を記録し、今年に入ってもさらにその深刻な傾向を変えようとする現実、何よりも政府の中小企業切り捨て政策の本質を雄弁に物語っているではありませんか。(拍手)しか

も、政府が把握している倒産記録たるや、民間の統計資料に依存するという無責任きままるもので、それも負債額一千万円以上ということであり、調査統計資料が全くないために、その対策は野放し状態であります。政府は、一体、病体的確な診断を行わずして、いかなる治療を施さうというのでしょいか。この状態のもとでは、おそろしく三月危機といわれる年度末に向かつて、一そ

の増大が予測されることを心配し、政府の猛省と善処を促す次第であります。(拍手)

最近、一連の金融緩和措置がとられ、さらに四月ころには公定歩合の再引き下げさえうわさされておりますが、金融が緩和したからといって、直ち

に企業倒産が減るわけではないと、田中蔵相らしいみじくも告白しているように、金融緩和は中小企業に潤いをもたらすとは考えられません。逆に、選別融資を強化し、よりドラスチックに資本の集中と、系列外中小企業の倒産を促進することになるでありませんか。中期経済計画は、まさにその方向を示していると思われたいのであります。開放体制のもとにおいて、中小企業の体質をいかにして変えようと考えているのか、経済企画庁長官の見解をお尋ねします。また、中小企業近代化の具体的な金融政策について、田中大蔵大臣の考えをお聞きしたいのであります。

以上、二つの基本的な問題点を明確にして、以下、小規模企業共済法案について、その疑点をた

だしたいのであります。

本法案は、ただいまの通産大臣の提案説明でも明らかとなり、二十名以下の小規模企業の相互扶助による共済制度であります。ところが、政府は、この運営に当たる事業団に対して、わずかに資本金四千万円の出資と、三千万円の事業費補助を行ない、これで零細企業対策の能事終われりとしているのであります。あとは業者の自前による任意契約にゆだねられているのであります。給付内容はいかに悪く、相互扶助制度のいすらしらないのであります。(拍手)

共済金は、一年未満は掛け捨て、三年までのものは元金だけ、三年以上三十年に対しては逐次利息がつくというようになっておるのであります。会社倒産などで役員が辞任を余儀なくされた場合の共済金は、契約掛け金をかけ始めてから、二十年を経過しなければ、年利五分五厘の定期に及ばない仕組みになっておる。政府は、一体これら小規模零細企業は、二十年、三十年先のゆるちよるな共済制度を築しむほど、安穩な状態に置かれておるとお考えでしょうか。佐藤總理の言われた長期的な展望とは、こんなちやちやな共済制度であったのでありませんか。

いろいろではございません。とりわけ中小零細企業に對しては、給付内容のいい制度を、政府の積極的な助成によつて確立すべきことを強く主張いたします。しかし、それ以上に、こういう小規模企業が直面して居る問題の解明と対策こそ、緊急に必要として居るのではあるまいか。二、三十年先にある程度の利子がついて返ることもけつこうでございませうが、それよりも、ここ二、三年をどう生き抜いていくかどうかが、小規模企業の悩みであり、心配であります。しかも、政府の中小企業政策の本質が、切り捨て政策にある以上、ここ二、三年の危機に際して、何らの恩典も無い共済制度が、一体何の役に立つのでありませうか。

大資本の高度成長の犠牲を一身に受けて切り捨てられようとする小規模零細企業に對して、わずかの出資を与えるかわりに、転換、整理の戦後処理を自分でやらせようというような、血も涙もない政策は、革命的な政策ではないのであります。この際再検討すべきだと考えますが、櫻内通産大臣の所見を承りたいのであります。

最後に、私は、この法案と関連して、今日中小企業が危機に立っている原因を指摘し、その具体的な対策の柱を提起したいのであります。

中小企業の危機要因は、私どもがしばしば指摘しておりますように、大企業の圧迫を第一にあげなければなりません。さらに下請企業に對する不公平な取引、過当競争の激発、労働力の不足、構造上の矛盾の激化と、金融、税、財政の大企業偏重主義が、一そう拍車をかけて居るのであります。したがって、その対策は、金融、財政、税制の偏重をやめること、中小企業の市場分野を確保すること、下請条件の適正化をはかること、歩積み、両建てを廃止すること、独占的企業の管理価格を取り締まること、貿易の振興助成策をとること、商工会指導員の身分保証を確立すること等を早急に確立すべきであります。

昨年の第四十七臨時国会で、中小企業の危機打開に關する決議がなされましたが、その中で金融対策、特にやみ金金の取り締まり、倒産予防対策、倒産実情の調査と原因の究明など、六項目にわたつて緊急に検討を加え、遺憾なき措置を講ずるよう、政府に要求したのであります。六項目のうち、小規模事業の相互扶助制度の確立が、たゞいま提案された貧弱な法律案となつてあらわれて居るのであります。他の措置はどうなつて居るのか、私どもが主張する中小企業対策とあわせて、櫻内通産大臣の明確なる答弁を承りたいと思ふのであります。

以上、私は、本法案に關連して重要な諸点について御質問申し上げましたが、今日政府が、そして政治家がなすべき政治の要諦は、ないよりまし程度の政策や法案を言ひわけのつくることではなく、現に政治の恩典を何ら受けて居ない、暗い谷間にある人々に對し、日の当たる政策や法案をすみやかにつくることであること、ここに強く申し添え、私の質問を終わるものであります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。御承知のように、一般会計予算の伸びは二・四でございませう。しかし、中小企業に對しては、たゞいまも御指摘になりましたように三・一・六で、これはたいへんな伸び方でございませう。この点を政府といたしまして特に骨を折つて居るんだというのを御承知いたしたいのであります。前年と比べて五十二億円の増、これは、いま御審議をいたして居りますものは二百十七億九千万円という金額になつて居ります。また、すでに御承知のごとく中小企業基本法ができて居りますので、中小企業についてなすべき方向は大体きまつて居ります。この二百十七億九千万円をそれぞれの項目に従ひまして近代化あるいは高度化等を早急にはかつていく、そうしていわゆるひずみを是正していく。わが国におきましては、申すまでもなく、経済は均衡のとれた発展こそわが国の繁栄をもたらすのであります。この観点に立ちまして、中小企業もおくれなく、いよいよわゆるひずみを是正していく、これがわが内閣の方針でございませう。御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣高橋徳君登壇〕
○國務大臣(高橋徳君) 総理からお答え申し上げます。

ましたことをふえん申し上げますが、現在の中小企業の困難の原因の一番大きい問題は、生産性の格差が存在する中で、資金なり所得の平準化が急速に行なわれておるといふこと、または、需要の変化に伴つてなかなかいきにくいという点にある次第でございませう。かような観点から、中期経済計画におきましても、まず第一に、成長の基調を安定的な基調に置くというのを第一の方針として居ります。さらにまた、この生産性の格差を縮小するために、中小企業の近代化または協業の助長等あらゆる努力を傾注することを強調いたしておる次第でございませう。その他、税制、金融その他の面について格別の施策を充実することによつてこの問題を解決していきうというものが、中期経済計画に示されておるところでございませう。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕
○國務大臣(櫻内義雄君) 私へのお尋ねは、零細企業の切り捨て政策ではないか、こういう点が第一でございまして、切り捨てにならないように、このたびの小規模企業共済法あるいは特別小口保険制度の創設、さらには経営改善普及事業の充実その他の施策を講じていくわけでありませう。

今回の共済事業に對する四千万の資本出資、三千万の補助は少ないではないか、こういうお話でございませうが、私といたしましては、今回この事業団が発足いたしました、これが実施をされるに伴ひまして改善をしていきたい、かように考える次第でございませう。

中小企業危機打開決議について、その後の実行状況はどうかということもございませう。決議の内容が非常に広範囲でございませうので、かいつまんで申し上げますと、財政投融資につきましては、今回二千四百五十億円の計上して、相当増額になつて居ります。

それから、貸し出し割合の引き上げ、歩積み、両建てにつきましては、これは大蔵省の協力を得ましてその趣旨を徹底させておるわけでございます。

特別小口保険の創設は、今回の予算で実現をいたしております。

近代化資金等の融資条件の緩和につきましては、このたびの公害防止施設等について償還期間の延長その他条件の緩和をいたしております。

下請対策につきましては、公正取引委員会との緊密な連絡の上で、下請法の厳正な実施につとめまして、下請代金の支払遅延の防止については、万全を尽くしておるようなわけでございませう。さらに、大阪及び名古屋の二カ所に下請企業振興協会の設立をする方針でございませう。

倒産予防のための相談の機構と、手形取引の正常化についてはどうか、これは中小企業政策審議会下請小委員会におきまして目下立案をお願いしておるわけでございます。

いろいろございませうが、こまかい点につきましては、相当広範囲でございまして、予算委員会等におきましても逐一申し上げておるところでございませうので、他の機会に回していただきます。(拍手)

〔發言する者あり〕
〔國務大臣田中角榮君登壇〕
○國務大臣(田中角榮君) 政府は、中小企業金融に對して常に配意をいたしておるわけでありませう。

まず第一番目に、四十年年度財投による中小三機關の融資額は、御承知のとおり、三十九年度当初に比しまして、二〇％アップの四千三百八十億円にございませう。なお、財政資金による買入オペレーション等を行なう場合に、中小企業に對して十分の配慮をいたしておるわけでございます。

第二点は、中小企業の信用補完を期しますために、中小企業信用保険公庫への出資金、昭和三十一年度四十五億でございませうものを、四十年年度六十億円に増額いたしております。

また、小規模零細企業につきまして、特別小口保険制度を創設いたしたわけでありませう。

第三は、民間金融機関の問題でございませうが、特に中小企業金融への一そうの円滑化を期しております。

なお、当面、中小企業対策としましては、倒産、不渡り等の状況を十分把握いたしましたし、情勢に即応して機動的な金融措置をとらなければなら

昭和四十年三月二日 衆議院會議録第十二号 小規模企業共済法案の趣旨説明に対する大村邦夫君の質疑 朗読を省略した議長の報告

らないと考えておるのであります。最後に、歩積み、両建てにつきましては、過当、不当ともいわれる歩積み、両建てが中小企業に実質金利の負担をもたらしておるといふことにかんがみまして、日銀及び大蔵省は随時特別監査を行ない、これが歩積み、両建ての排除に努力をいたしておられます。銀行につきましては本年の五月末、相互銀行、信金につきましては来年五月末をもちまして、歩積み、両建てを排除し、正常な金融確保のために努力をいたしておるわけでありす。(拍手)

○議長(船田中君) 大蔵大臣田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 中小企業対策につきまして申し上げます。

まず、通商産業省所管につきましては、中小企業高度化資金融通特別会計への繰り入れがございす。六十六億八千五百万円でございます。第二は、設備近代化の補助金が五十億円でございす。第三は、小規模事業対策費として十七億四千三百万円計上いたしております。なお、小規模企業共済事業団出資及び補助としての費用を計上いたしております。第五は、中小企業指導事業費といたしまして四億六千四百万円計上いたしております。日本中小企業指導センター出資及び補助として三億七千五百万円計上いたしております。中小企業管理者及び技術者研修事業費補助八千四百万円、機械類賦払信用保険特別会計への繰り入れ二億円、その他四億二千八百万円、計百五十億五千二百万円。

大蔵省所管は、御承知のとおり、中小企業信用保険公庫の出資金六十億円でございす。労働省所管につきましては、中小企業労働対策費補助一億三千七百万円、中小企業退職金共済事業団補助三億七千四百万円、建設業退職金共済組合補助八千四百万円、事業内職業訓練費補助九千九百万円、その他合計いたしまして二百十七億九千三百四十二万七千円。次に、税制の問題を申し上げますと、来年度の税制改正にあたりまして、中小企業に対し、国税、地方税を通じまして、平年度二百四十億円の減税を行なうことにならしてあります。その一つ

は、所得税の各種控除の引き上げ、特に専従者控除の引き上げでございます。第二は、法人税の軽減税率の二割引き下げ、第三は、同族会社の留保所得課税の軽減、第四は、中小企業近代化資金助成法に基づく小売り商業共同店舗の特別償却、第五は、中小企業者の取得する土地の取得登記の登録税率の軽減、第六は、地方税において、個人事業税率の事業主控除の引き上げ等でございます。内容につきましては御承知のとおりでございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。午後四時四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 神田 博君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
労働大臣 石田 博英君
自治大臣 吉武 恵市君
國務大臣 高橋 衛君
内閣法制局第四部長 田中 康民君
法務政務次官 大坪 保雄君
通商産業省鈺山保安局長 川原 英之君

朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)
一、去る二月二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件
(報告書及び文書受領)

一、去る二月二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和三十九年度中小企業の動向に關する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和四十年年度において講じようとする中小企業施策に關する文書
(政府委員承認)
一、去る二月二十六日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。
経済企画庁総合計局長 向坂 正男
(政府委員任命)

一、去る二月二十六日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、二月二十六日議長において承認した向坂正男を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(要求書受領)

一、今日、内閣から、中央更生保護審査会委員に神田多恵子君を任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
(常任委員辞任)
一、去る二月二十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
湊 徹郎君
一萬田尚登君
岡田 春夫君
小林 進君
石橋 政嗣君
社会労働委員
小川 進君
長谷川 保君
農林水産委員
山田 長司君
岡田 春夫君
山田 長司君
中井徳次郎君
村上市 勇君
稲村左近四郎君
運輸委員
勝澤 芳雄君
永井勝次郎君
中澤 茂一君
野原 覺君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
稲村左近四郎君
中嶋 英夫君
玉置 一徳君
村上 勇君

予算委員
石田 宥全君
竹本 孫一君
石田 宥全君
岡田 春夫君
片島 港君
竹本 孫一君
石橋 政嗣君
稲村 隆一君
田口 誠治君
永井勝次郎君
野原 覺君
武藤 山治君
中井徳次郎君
中澤 茂一君
細谷 治嘉君
吉村 吉雄君
松平 忠久君
村山 喜一君
神近 市子君
西ヶ久保重光君
有馬 輝武君
安宅 常彦君
栗原 俊夫君
小林 進君
榎井 茂尚君
華山 親義君
玉置 一徳君

決算委員
一萬田尚登君
湊 徹郎君
一、去る二月二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
西ヶ久保重光君
角屋堅次郎君
石田 宥全君
石橋 政嗣君
華山 親義君
松原喜之次君
西村 関一君
高田 富之君
文教委員
橋本龍太郎君
長谷川正三君
灘尾 弘吉君
野原 覺君
社会労働委員
小林 進君
長谷川 保君
大原 亨君
岡田 春夫君
農林水産委員
山田 長司君
永井勝次郎君
山田 長司君
中井徳次郎君
運輸委員
泊谷 裕夫君
山花 秀雄君
通信委員
柳田 秀一君
中井徳次郎君
建設委員
中嶋 英夫君
玉置 一徳君
中澤 茂一君
竹本 孫一君

予算委員

一、去る二月二十六日、議長において、次の通り
 常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
 滝 一萬田尚登君
 社会労働委員
 石橋 政嗣君
 農林水産委員
 中井徳次郎君
 商工委員
 村左近四郎君
 運輸委員
 永井勝次郎君
 勝澤 芳雄君
 通信委員
 野原 覺君
 建設委員
 村上 勇君
 竹本 孫一君
 中嶋 英夫君
 予算委員
 稻村 隆一君
 田口 誠治君
 小林 進君
 安宅 常彦君
 細谷 治嘉君
 松平 忠久君
 有馬 輝武君
 神近 市子君
 榎井 茂尚君
 野原 覺君
 中澤 茂一君
 中井徳次郎君
 竹本 孫一君

予算委員
 勝澤 芳雄君
 堂森 芳夫君
 森本 靖君
 石田 有全君
 西村 関一君
 三木 喜夫君

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
 榎崎弥之助君

地方行政委員
 高田 富之君
 阪上安太郎君
 加藤 進君

社会労働委員
 八木 徹雄君
 高田 富之君
 谷口善太郎君
 森下 元晴君

(常任委員補欠選任)

石田 有全君
 岡田 春夫君
 高田 富之君
 永井勝次郎君
 竹本 孫一君
 金丸 徳重君
 華山 親義君
 下部 政巳君
 大村 邦夫君
 児玉 末男君
 中井徳次郎君
 三木 喜夫君
 野間千代三君
 湯山 勇君
 長谷川正三君
 田口 誠治君
 有馬 輝武君
 小井 進君
 桜井 茂尚君
 松井 誠君
 山中 吾郎君

外務委員

高田 富之君
 西村 関一君
 文政委員
 滝 一萬田尚登君
 社会労働委員
 岡田 春夫君
 農林水産委員
 長谷川 保君
 永井勝次郎君
 山田 長司君
 運輸委員
 山花 秀雄君
 通信委員
 中井徳次郎君
 建設委員
 中澤 茂一君
 中嶋 英夫君
 予算委員
 橋本龍太郎君
 村山 喜一君
 松井 誠君
 華山 親義君
 泊谷 裕夫君
 帆足 計君
 西ヶ久保重光君
 三木 喜夫君
 八木 一男君
 大原 亨君
 山花 秀雄君
 島口重次郎君
 有馬 輝武君
 西村 関一君
 田口 誠治君
 久保 三郎君
 滝 一萬田尚登君
 中井徳次郎君
 永井勝次郎君
 高田 富之君
 石橋 政嗣君
 竹本 孫一君

予算委員
 橋本龍太郎君
 村山 喜一君
 松井 誠君
 華山 親義君
 泊谷 裕夫君
 帆足 計君
 西ヶ久保重光君
 三木 喜夫君
 八木 一男君
 大原 亨君
 山花 秀雄君
 島口重次郎君
 有馬 輝武君
 西村 関一君
 田口 誠治君
 久保 三郎君
 滝 一萬田尚登君
 中井徳次郎君
 永井勝次郎君
 高田 富之君
 石橋 政嗣君
 竹本 孫一君

決算委員

華山 親義君
 石田 有全君
 永井勝次郎君
 堂森 芳夫君
 松原喜之次君
 神近 市子君
 高田 富之君
 榎崎弥之助君
 横路 節雄君
 谷口善太郎君
 高田 富之君

一、昨日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 砂田 重民君
 小淵 恵三君
 今松 治郎君
 藤枝 泉介君
 砂田 重民君

一、昨日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

体育振興に関する特別委員
 小坂善太郎君

(特別委員補欠選任)
 一、去る二月二十六日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 砂田 重民君
 小淵 恵三君
 今松 治郎君
 藤枝 泉介君
 砂田 重民君

一、昨日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

体育振興に関する特別委員
 小坂善太郎君

(特別委員補欠選任)
 一、去る二月二十六日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 砂田 重民君
 小淵 恵三君
 今松 治郎君
 藤枝 泉介君
 砂田 重民君

一、昨日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

体育振興に関する特別委員
 上村千一郎君

特別委員

華山 親義君
 石田 有全君
 永井勝次郎君
 堂森 芳夫君
 松原喜之次君
 神近 市子君
 高田 富之君
 榎崎弥之助君
 横路 節雄君
 谷口善太郎君
 高田 富之君

一、昨日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 砂田 重民君
 小淵 恵三君
 今松 治郎君
 藤枝 泉介君
 砂田 重民君

一、昨日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

体育振興に関する特別委員
 小坂善太郎君

(特別委員補欠選任)
 一、去る二月二十六日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 砂田 重民君
 小淵 恵三君
 今松 治郎君
 藤枝 泉介君
 砂田 重民君

一、昨日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

体育振興に関する特別委員
 上村千一郎君

昭和四十年三月二日 衆議院会議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

